

## 障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和3年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

フリガナ	シャカイフクシホウジンケイジンカイ								
法人名	社会福祉法人渓仁会								
法人所在地	〒 064-0823	札幌市中央区北3条西28丁目2番1号							
フリガナ	クボタ ユウジ								
書類作成担当者	窪田 裕二								
連絡先	電話番号	011-640-6767	FAX番号	011-640-6768	E-mail				

【本計画書で提出する加算】※加算名をチェックすること。

 福祉・介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

## (1)福祉・介護職員処遇改善加算のみ計画する場合

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和3年度処遇改善加算の見込額	5,729,028 円	
④ 賃金改善の見込額(1-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)	
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)	円	
ii) 前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	0 円	
(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額	円	
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	円	
(ウ)前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額 (前年度に特定加算を算定していた場合のみ)	円	
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	0 円	
⑤ 賃金改善実施期間	令和3年4月～令和4年3月	

## 【記入上の注意】

- ・ 処遇改善加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)□、5の記載は不要である。
- ・ ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ ④ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・ ④ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出の前年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものと除く。)本欄に記載した賃金改善については、(4)ハ「障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり		
② 処遇改善加算の取得状況			
③ 特定加算の算定対象月			
④ 令和 3 年度特定加算の見込額(g)	1,505,616 円		
⑤ 賃金改善の見込額(i - ii)	(右欄の額は④欄の額を上回ること)		
i ) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	17,316,899 円		
ii ) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	9,924,786 円		
(ア)前年度の賃金の総額	17,159,488 円		
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	5,901,938 円		
(ウ)前年度の特定加算の総額	1,332,764 円		
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	0 円		
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
i ) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	2,369,979 円	13,627,381 円	
ii ) 前年度の常勤換算職員数(j)	9.5 人	54.5 人	
iii ) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(l)	0.8 人	4.5 人	
iv ) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(l)	249,959 円	249,959 円	#DIV/0! 円
v ) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k)	<input type="radio"/> (A)のみ実施 ( 1,505,621 円 )	158,796 円	
	<input checked="" type="radio"/> (A)及び(B)を実施 ( 1,505,636 円 )	40,980 円	20,490 円
	<input type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 ( #DIV/0! 円 )	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 ( 0 円 )	0 円	0 円
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	1 人(見込)		
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)			
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他( )			
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 3 年 4 月 ~ 令和 4 年 3 月 ( 12 か月 )		

【記入上の注意】

- ⑤ i ) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ⑤ i ) の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- ⑤ ii ) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ⑤ ii ) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行つたものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ⑥ i ) の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ⑥ iii ) の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

### 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	① <input checked="" type="checkbox"/>	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施とともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること
	② <input checked="" type="checkbox"/>	法人本部主催で年間研修計画を策定し、資質向上のための研修の機会を提供 新人事評価規程に従い職員の能力を評価し、当該結果を参考として特別昇給を実施
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること
	② <input checked="" type="checkbox"/>	介護福祉士実務者研修を業務で受講、介護支援専門員・介護福祉士受験対策講座の開講 介護支援専門員・介護福祉士受験料の補助

キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	① <input checked="" type="checkbox"/>	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	② <input checked="" type="checkbox"/>	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	③ <input checked="" type="checkbox"/>	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件IIIを満たす(加算Iを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

## 6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証等
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 3 年 4 月 13 日 法人名 社会福祉法人渢仁会  
代表者 職名 理事長 氏名 谷内 好

## 別紙様式2-3 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人深川会

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 1,505,616

障害福祉サービス等 事業所番号	指定管理者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除く)た当月 福祉施設額[円](a)	新規・ 継続 の別	算定する福 祉・介護職員 等特定処遇 改善加算の 区分	特定加算 I 7.0%	特定加算 II 5.5% -	(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算		算定対象月(c)
		都道府県	市区町村								①	②	
1 0 1 1 0 1 0 0 0 4 7 札幌市	北海道	札幌市中央区	西円山散策園 ホームヘルプーステーション	居宅介護	728,336	継続	特定加算 I 7.0%	特定事業所加算	令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	611,796	③	④	福祉・介護職 員等特定処遇 改善加算の見 込額 (a × b × c) [円]
2 0 1 1 0 1 0 0 0 4 7 札幌市	北海道	札幌市中央区	西円山散策園 ホームヘルプーステーション	重度訪問介護	874,961	継続	特定加算 II 7.0%	特定事業所加算	令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	577,464			
3 0 1 1 0 1 0 0 0 4 7 札幌市	北海道	札幌市中央区	西円山散策園 ホームヘルプーステーション	同行服録	20,826	継続	特定加算 I 7.0%	特定事業所加算	令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	17,484			
4 0 1 1 0 5 0 0 6 4 2 札幌市	北海道	札幌市白石区	コミュニティホーム白石 ホームヘルプーステーション	居宅介護	351,291	継続	特定加算 I 7.0%	特定事業所加算	令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	295,080			
5 0 1 1 0 5 0 0 6 4 2 札幌市	北海道	札幌市白石区	コミュニティホーム白石 ホームヘルプーステーション	重度訪問介護	4,521	継続	特定加算 I 7.0%	特定事業所加算	令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	3,792			
6 0 1 1 0 5 0 0 6 4 2 札幌市	北海道	札幌市白石区	コミュニティホーム白石 ホームヘルプーステーション	同行服録	0	継続	特定加算 I 7.0%	特定事業所加算	令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	0			